

豊中市緊急通報システム事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、高齢者及び身体障害者の緊急事態に対応することにより、暮らしの不安の軽減を図ることにより高齢者及び身体障害者の在宅福祉の増進に資することを目的とする。

（緊急通報システム）

第2条 緊急通報システムとは、高齢者及び身体障害者の居宅に緊急通報装置を設置し、当該高齢者及び身体障害者が急病、事故等により緊急に援助を必要とする場合に、緊急通報装置を用いて緊急通報システム事業の運用を委託する事業者（以下「委託業者」という。）に通報し、当該高齢者及び身体障害者を救護する制度をいう。

（対象者）

第3条 緊急通報装置の設置対象者は、市内に居住し、緊急に対応する必要性が高い疾病を有する等、日常生活を営むうえで常時注意が必要な状態にある者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、施設入所者およびシルバーハウジング住宅入居者は除く。

- （1）65歳以上の一人暮らしの者又は65歳以上のみの世帯の者
- （2）一人暮らしの重度の身体障害者（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者。以下同じ。）又は重度の身体障害者のみの世帯の者
- （3）同居をする者が、就労又は就学若しくはやむをえない事情により不在となるため、居宅で一人となることが週4日以上かつ1日当たり概ね8時間程度となる期間が一定期間続く65歳以上の者又は重度の身体障害者
- （4）その他市長が必要と認める者

（利用の申込み）

第4条 緊急通報システムを利用しようとする者は、緊急通報システム利用申込書（様式第1-1号又は様式第1-2号）に必要な事項を記載し、緊急通報システム利用誓約書（様式第2号）を添えて市長に申し込まなければならない。

2 利用者は、原則として近隣に居住する自宅出入口の鍵（以下「合鍵」という。）を預かる協力員1名以上を確保し、緊急通報システム協力員登録承諾書（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、協力員が確保できない場合は、委託業者に合鍵を預ける若しくはキーボックスの情報を提供しなければならない。

3 前条第3号の規定に該当する者は、緊急通報システム利用にかかる申立書（様式第4号）を添えて、市長に申し込むものとする。

（利用者の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みを受け利用を決定したときは緊急通報システム利用決定通知書（様式第5号）により、非該当と決定したときは緊急通報システム利用非該当決定通知書（様式第6号）により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、緊急通報システムの利用を決定したときは、委託業者に申込内容を通知し、登録するものとする。

3 市長は、設置対象者が委託業者へ合鍵を預ける場合、緊急通報システム合鍵預託決定通知書（様式第7号）により、申込者に通知するものとする。利用者は、合鍵と引き換えに委託業者が指定する鍵受領確認書を、委託業者へ提出するものとする。

（利用者の義務）

第6条 緊急通報システム利用者は、この事業の目的に反して緊急通報装置を使用し、若しくは譲渡、転貸、交換又は担保に供してはならない。

- 2 利用者は、緊急通報装置を破損又は紛失したときは、直ちに市長へ届け出なければならない。
- 3 利用者は、緊急通報装置を破損（通常の使用により生じる範囲を超えるものであると市長が認める場合に限る。）又は紛失したときは、その緊急通報装置を原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。
- 4 利用者又は利用者の関係者は、委託業者に合鍵を預けた場合、消防局又は市からの要請にのみ使用することに承諾しなければならない。

（協力員の活動）

第7条 協力員は、緊急通報システム事業の目的を理解し、次の各号に定める活動に協力するものとする。

- （1）協力員は、利用者から合鍵を預かること。
- （2）消防局または委託業者からの連絡により、利用者の居宅へ預かっている合鍵を持参のうえ安否確認を行うこと。なお、救急車の出動がある場合は、その到着まで利用者に付き添うこと。
- 2 協力員は、利用者より預かった合鍵を厳重に保管し、緊急時以外使用してはならない。
- 3 協力員は、利用者が緊急通報システムを利用しなくなった場合、速やかに預かった合鍵を利用者に返還しなければならない。
- 4 協力員は、緊急通報システム事業により知り得た利用者の個人情報等を他に洩らしてはならない。協力員を退任した後も同様とする。

（緊急通報システムに要する費用）

第8条 市長は、利用者の緊急通報システムに要する費用および委託業者の鍵預託費用については無料とし、委託業者の請求により支払うものとする。

- 2 市長は、利用者が委託業者に合鍵を預けた場合における緊急時の消防局からの要請による委託業者の利用者宅への出動に要する費用を、委託業者からの請求により支払うものとする。

（届出）

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、緊急通報システム異動届（様式第8号）の内容を速やかに市長に届け出なければならない。

- （1）利用者の氏名、住所又は電話番号の変更
- （2）利用者のかかりつけの医療機関又は主治医の変更
- （3）利用者の身体状況の大きな変化
- （4）協力員及び緊急連絡先に係る氏名、住所又は電話番号の変更
- （5）合鍵預託の状況
- （6）電話回線の変更

（利用の取消し等）

第10条 利用者は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、緊急通報システム利用取消届出書（様式第9号）の内容を届け出なければならない。

- （1）第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- （2）利用者が施設（老人ホーム等）に入所又は病院に長期入院したとき。
- （3）緊急通報システムの利用を辞退しようとするとき。
- 2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、緊急通報システムの利用を取り消すことができる。
- （1）不正な行為により緊急通報装置の設置を受けたとき。
- （2）緊急通報システム利用誓約書の事項に違反したとき。
- （3）緊急通報装置を本来の目的以外に使用する等により豊中市及び協力員に著しい迷惑を及ぼしたとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が緊急通報装置を設置する必要がないと認めたとき。

3 市長は、前2項の規定により緊急通報システムの利用を取り消したときは、緊急通報システム利用取消通知書(様式第10号)により利用者等に通知する。ただし、利用者等への通知ができないときは、この限りでない。また、市長は緊急通報システムを貸与している場合は、その緊急通報システムを返還させるものとする。

(保守点検)

第11条 市長は、委託業者と協力し、緊急通報装置の保守点検を行うものとする。

(健康相談)

第12条 委託業者は、緊急通報装置の付加機能を用いて利用者の健康相談を行うものとする。

(利用台帳の整備)

第13条 市長は緊急通報システムの利用状況を整理するため、利用者の登録状況を専用のシステムで管理するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、平成4年6月1日から適用する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。但し別表は平成6年7月1日から適用する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱の施行の日前にされた第4条2項の協力員の人数については、この要綱による改正後の協力員の人数の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

緊急通報システム利用申込書

豊中市長 あて



申込者 住 所 _____
(本人または親族) 氏 名 _____ 続柄 () _____
電 話 _____

1. 利用者が緊急に対応する必要性が高い疾病を有する等、日常生活を営むうえで常時注意が必要な状態にあるため、本サービスを申し込みます。
2. 利用者・代理者・合鍵預託先・緊急連絡先の同意を得た上で、本サービスを申し込みます。

●申込区分 ※いずれかに☑してください。

申込区分	☐ 65 歳以上のひとり暮らしの者 ☐ 65 歳以上のみの世帯の者 ☐ 同居をする者が、就労又は就学若しくはやむをえない事情により不在となるため、居宅で一人となることが週 4 日以上かつ 1 日当たり概ね 8 時間程度となる期間が一定期間続く 65 歳以上の者 (→様式 4 号提出)
------	---

●利用者・緊急連絡先情報

ふりがな 氏 名			生年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)	
住所	〒 ー 豊中市				
固定電話			携帯電話		
緊急に対応が必要な 病名・状態					
病院 1	病院名		病院 2	病院名	
	電話番号			電話番号	
	住所			住所	
緊急連絡先	氏名	続柄	住 所	電話番号	
	ふりがな		〒 ー	【自宅】	
				【携帯】	
	ふりがな		〒 ー	【自宅】	
	【携帯】				

裏面もご記入ください

ふりがな 氏 名				生年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)
緊急に対応が必要 な病名・状態					
病院 1	病院 名		病院 2	病院 名	
	電話 番号			電話 番号	
	住所			住所	

合鍵預託先		☐ 協力員（様式 3 号を提出） ☐ 市の委託業者 ☐ キーボックス		
協力員情報				
	氏名	続柄	住 所	電話番号
協力員①	ふりがな			【自宅】
				【携帯】
協力員②	ふりがな			【自宅】
				【携帯】
キーボックス情報				
設置場所			開錠方法	

※キーボックス情報は緊急時に消防局へ共有します。

代理人氏名		続柄	
住所			
電話番号①		電話番号②	

電話回線	☐ NTT アナログ回線 ☐ その他（ ）
固定電話の 設置場所	※緊急通報装置は固定電話のそばに設置します。 ☐ リビング ☐ 台所 ☐ 寝室 ☐ その他（ ）
設置・定期点検の 日程調整先	☐ 本人 ☐ その他（氏名： 続柄： 電話番号： ）
備考 ※特記事項	

No :

緊急通報システム利用申込書

豊中市長 あて



申込者 住 所 _____
(本人または親族) 氏 名 _____ 続柄 () _____
電 話 _____ - _____ - _____

1. 利用者が緊急に対応する必要性が高い疾病を有する等、日常生活を営むうえで常時注意が必要な状態にあるため、本サービスを申し込みます。
2. 利用者・代理者・合鍵預託先・緊急連絡先の同意を得た上で、本サービスを申し込みます。

○申込区分 ※いずれかに☑してください。

申込区分	☐ 65 歳未満のひとり暮らしの重度の身体障害者又は重度の身体障害者のみの世帯の者 ☐ 同居をする者が、就労又は就学若しくはやむをえない事情により不在となるため、居宅でひとりとなることが週 4 日以上かつ 1 日当たり概ね 8 時間程度となる期間が一定期間続く 65 歳未満の重度の身体障害者 (→様式 4 号提出)
------	---

○利用者・緊急連絡先情報

ふりがな 氏 名			生年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)	
住所	〒 ー 豊中市				
固定電話			携帯電話		
緊急に対応 が必要な 病名・状態					
既往歴					
障害名			障害等級	級 種	
緊急 連絡 先	氏名		続柄	住 所	電話番号
	ふりがな			〒 ー	【自宅】
					【携帯】
	ふりがな			〒 ー	【自宅】
					【携帯】

裏面もご記入ください

○合鍵預託先

合鍵預託先		☐ 協力員（様式 3 号を提出） ☐ 市の委託業者 ☐ キーボックス		
協力員情報				
	氏名	続柄	住 所	電話番号
協力員①	ふりがな			【自宅】
				【携帯】
協力員②	ふりがな			【自宅】
				【携帯】
キーボックス情報				
設置場所			開錠方法	

※①は必須、協力員②は任意です。委託業者からの連絡は、協力員①に優先的に連絡します。

※キーボックス情報は緊急時に消防局へ共有します。

○機器の返却について（必須）

利用者が入院・施設入所等により機器の返却ができない場合は、下記代理者が責任を持って機器の返却に対応します。また、返却できない場合は、委託業者からの損害賠償に責任を持って応じます。

代理人氏名		続柄	
住所			
電話番号①		電話番号②	

○回線・設置・連絡先情報・その他

電話回線	☐ NTT アナログ回線 ☐ その他（ ）
固定電話の 設置場所	※緊急通報装置は固定電話のそばに設置します。 ☐ リビング ☐ 台所 ☐ 寝室 ☐ その他（ ）
設置・定期点検の 日程調整先	☐ 本人 ☐ その他（氏名： 続柄： 電話番号： ）
備考 ※特記事項	

緊急通報システム利用誓約書

豊中市長 あて

利用者 住 所 豊中市

氏 名

代筆者氏名

※世帯で申込の場合は連名で記名してください。

※本人が自署しない場合は、代筆者氏名を記入してください。

私は、緊急通報システムの利用を申込するにあたり、次の事項を承諾し固く守ることを誓約します。

(個人情報の提供)

1. 申込書に記載の情報については、委託業者および消防局に提供するとともに、必要に応じて警察からの問い合わせや安否確認に利用することに同意します。

(利用者の義務)

2. 設置を受けた緊急通報装置は壊さないように丁寧に取り扱い、これを他人に譲る、売る、貸すなど、他の目的には使用しません。
3. 緊急通報装置は緊急に援助を要するときに使用し、それ以外の目的でみだりに使用しません。
4. 私の不注意により、設置している緊急通報装置の一部若しくは全部を破損又は紛失したときは、直ちに市に申し出たうえ、責任を持って復元します。
5. 緊急通報装置の設置、システム利用及び廃止により発生した通話料等の費用は責任をもって負担します。また、設置・廃止に伴い、修復費用が発生したときは、責任をもって負担します。このほか、市が負担する以外の費用は責任をもって復元します。
6. 私からの緊急通報により、救助活動を行う際は、関係者の住宅への立ち入りを認めます。また、救助活動により、住居等の一部に破損を生じた場合は、その復元に要する費用は私が全額負担し、市には責任は問いません。

(協力員)

7. 緊急通報装置の設置を受けている間は、私の近隣において緊急時に対応できる『協力員』を確保し、『協力員』には、緊急時に速やかに私の自宅に出向き、対応をすることの承諾を得、そのために自宅の合鍵を『協力員』に預けます。

(合鍵預託)

8. 鍵を預かる『協力員』が見つからず、市の定める業者に合鍵を預ける場合、以下のことに同意します。
 - (1) 利用者は、合鍵と引き換えに委託業者が指定する鍵受領確認書を委託業者へ提出すること。
 - (2) 預けた鍵は、消防局からの要請にのみ使用し、たとえ利用者本人・家族の依頼であっても、鍵を持ち出すことができないこと。
 - (3) 緊急通報システムの利用を取消した場合は、鍵の返却に応じること。
利用者本人が返却に応じることができない場合は、親族が鍵の返却に応じること。また、親族がいない場合等返却が困難な場合は、委託業者が合鍵を焼却することに同意すること。

(キーボックス)

9. 鍵を預かる『協力員』が見つからず、キーボックスを利用する場合、以下のことに同意します。

(1) キーボックスに関する情報は緊急時に消防局に伝えます。

(2) 申込書記載のキーボックスに関する情報が誤っている等でキーボックスから合鍵を取り出すことができない場合に消防局が鍵を破壊することになったとしても、市に責任は問いません。

(届出)

10. 次のいずれかに該当するときは、速やかに市へ届け出します。

(1) 氏名・住所・電話番号の変更があったとき。

(2) かかりつけの医療機関等の変更や身体状況に大きな変化があったとき。

(3) 届け出ている協力員の変更や登録している協力員の住所・電話番号等に変更があったとき。

(4) 緊急通報装置に接続する電話回線の種別に変更があったとき。

(5) 施設（老人ホーム）等に入所又は病院に長期入院したとき。

(6) 家族と同居、市外転出など緊急通報装置を必要としなくなったとき。

(機器の返還)

11. 前項（5）または（6）などにより緊急通報装置を必要としなくなったときは、貸与を受けた緊急通報装置をすみやかに市または委託業者へ返還します。機器を紛失し、損害賠償を求められた場合は、利用者または代理者がこれに応じます。

(他回線利用承諾)

12. 緊急通報と接続する電話回線は、N T Tの一般加入電話回線（アナログ回線）以外を使用するときは、停電時などにおいて不通となる場合があることを理解納得の上で申し込みます。

N T Tアナログ回線以外の電話回線を利用していることにより発生した不具合に起因するいかなる苦情または損害賠償について、豊中市ならびに委託事業者に対して申立てません。また、これにより起因するいかなる苦情や損害賠償責任も一切問いません。

【緊急通報システムのご利用に関する注意事項】

緊急通報システムについて、N T Tアナログ回線での利用が前提となっており、それ以外の回線を利用した場合

- ・ 緊急ボタンや相談ボタンが起動しない。
- ・ 定時通報が正常にされない。
- ・ インターネットの接続スピードが落ちる。
- ・ 電話の音声に雑が入る

等の障害により、通常のサービスを提供できない場合があります。

緊急通報システム協力員登録承諾書

緊急通報システム利用者		※世帯で申込の場合は連名で記入してください。
氏 名		
住 所		

私は緊急通報装置設置対象者からの依頼により、下記の緊急通報システム「協力員」としての活動を理解し納得しましたので、協力員登録に承諾します。

◎ 協力員の活動について

- (1) 協力員の方は、利用者から自宅の鍵（以下、「合鍵」という）を預かってください。
合鍵は厳重に保管し、緊急時以外は使用しないでください。
また、利用者が緊急通報システムを使用しなくなった時は、保管している合鍵を利用者に返却してください。
- (2) 協力員の方は、消防局からの連絡により、利用者の自宅に合鍵を持って駆けつけ、安否や状況等を確認してください。
- (3) 救急隊が出動する場合は、救急車が来るまで利用者に付き添ってください。
- (4) 協力員の方の住所・氏名・電話番号などが変更になった時には、豊中市 課 (TEL06-6858-) までご連絡ください。なお、協力員になることで知り得た利用者の個人情報 は、他に洩らさないでください。協力員を退任した後も同様とします。

豊中市長 あて

協力員 住 所 : _____

氏 名 : _____

代筆者氏名 : _____

※本人が自署しない場合は、代筆者氏名を記入してください。

緊急通報システム利用にかかる申立書

同居者の状況	1 人 目	氏名	
		勤務（通学）先名称	
		勤務（通学）先所在地	電話 ー ー
		勤務（通学）時間	時 分 ～ 時 分
		勤務日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日
	2 人 目	氏名	
		勤務（通学）先名称	
		勤務（通学）先所在地	電話 ー ー
		勤務（通学）時間	時 分 ～ 時 分
		勤務（通学）日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日
	3 人 目	氏名	
		勤務（通学）先名称	
		勤務（通学）先所在地	電話 ー ー
		勤務（通学）時間	時 分 ～ 時 分
		勤務（通学）日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日
利用者が一人となる 時間帯		毎日 ・ 1 週間に（ ）日	時 ～ 時
利用者が一人となる 時間帯が発生する理由		通勤・通学・その他（ ）	

- (1) 必要に応じて、同居者の状況を確認することがあります。
- (2) 利用者が、居宅で一人となる期間が週 4 日以上、1 日あたり 8 時間程度で、一定期間継続する場合を対象とします。

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

なお、上記内容に事実と反することが判明した場合は、緊急通報システム等の利用を取消されても異議を唱えません。

年 月 日

豊 中 市 長 あ て

氏 名：

代筆者氏名：

※本人が自署しない場合は、代筆者氏名を記入してください。

緊急通報システム利用決定通知書

様

豊中市長

さきに申込みのありました緊急通報システムの利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	
機 器	貸 与 (緊急通報システムを利用する必要がなくなったときには必ず返却してください)		

緊急通報装置を設置・撤去・保守・点検、鍵預かりを行う業者名とその所在地			
業者名		住所	

※緊急通報システムの利用にあたっては、別紙『緊急通報システム利用誓約書』の内容をよくご確認いただき、遵守してください。

(教示) 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する議決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する議決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

<お問い合わせ先> 豊中市

課（電話）6858－

緊急通報システム利用非該当決定通知書

様

豊中市長

さきに申込みのありました緊急通報システムの利用について、下記の理由により非
該当と決定しましたので通知します。

記

氏 名		生年月日	明治・大正・昭和・西暦 ・
住 所	豊中市	電話番号	
非 該 当 の 理 由			

(教示) 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審
査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において
豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた
日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提
起することができなくなります）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、
この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起
することができます（なお、その審査請求に対する議決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に
対する議決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

緊急通報システム合鍵預託費用決定通知書

様

豊中市長

緊急通報システム合鍵預託について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者名前	
住 所	

緊急通報システム合鍵預託を行う業者名とその所在地			
業者名		住所	

※業者がお預かりした鍵は消防からの要請にのみ使用し、たとえご本人様・ご家族様からの依頼であっても、鍵を持ち出すことはできません。緊急通報で使用した鍵は本人認印で後日再封印を行いますので、ご了承ください。

※利用取消時には合鍵を返却させていただきますが、返却が困難な場合は委託業者にて焼却させていただきますので、ご了承ください。

(教示) 不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する議決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する議決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

緊急通報システム異動届

豊中市長 あて



(届出人) 住 所 _____
氏 名 _____ 続柄() _____
電 話 _____

(利用者) 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

下記のとおり、登録の変更を届出します。 ※変更後の情報をご記入ください。

記

下記、四角「□」内の該当する箇所にチェック「✓」をしてください。
また () 内に丸または必要事項を記入し、「変更前」「変更後」に内容を記入してください。

変更内容	☐ 利用者 (利用者氏名 ・ 利用者名義) ☐ 住所 (市内転居 ・ その他) ※転出は取消届の提出が必要になります。 ☐ 電話番号 (自宅 ・ 携帯電話) ☐ かかりつけの医療機関・主治医・既往歴・現病歴 ☐ 緊急連絡先や親族情報 ☐ 鍵預託先 ※協力員に変更する場合は第 3 号の提出が必要になります。 ☐ 協力員情報 (協力員① ・ 協力員②) ☐ その他 ()	
	変更前	
	変更後	

<市役所事務処理欄>利用者 ID :

緊急通報システム利用取消届出書

豊中市長 あて



住 所 _____
(届出人) 氏 名 _____ 続柄() _____
電 話 _____

(利用者) 住 所 _____
氏 名 _____

緊急通報システムの利用について、下記の理由により利用の取消しを届出します。

記

該当する内容に丸をし、必要事項を記入してください。

届出理由	
※下記、四角「□」内の該当する箇所にチェック「✓」をしてください。 また（ ）内に必要事項を記入してください。	
☐ 死亡 ☐ 転出 ☐ 辞退 ☐ 長期入院 ☐ 施設に入所 ☐ 家族と同居 ☐ その他（ ）	
機器の返却	委託業者による引き取りのための日程調整の連絡先を記入してください。
	氏 名： 続 柄： 連絡先： - -

——<市役所处理欄>——

利用者 ID :

鍵預託	協力員・OSS	その他	未設置廃止 ・ 本人所有分
-----	---------	-----	---------------

緊急通報システム利用取消通知書

様

豊中市長

緊急通報システムの利用について、下記の理由により利用を取消しますので、通知します。

記

氏 名		生年月日	明治・大正・昭和・西暦 ・ ・
住 所	豊中市	電話番号	
取消理由			

(教示) 不服申立て及び取消訴訟

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する議決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する議決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

<お問い合わせ先> 豊中市 課 （電話）06-6858-